議案第27号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例(昭和50年墨田区条例第26号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第11号中「小学校(」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、「中等教育学校」を「義務教育学校の後期課程、中等教育学校」に改める。

第5条の表就職支度資金の項中「320,000円」を「330,000円」に改める。

第7条中「1.5パーセント」を「1パーセント」に改める。

第11条中「はじめ」を「初め」に改め、同条ただし書中「あわせて」を「合わせて」に改める。

第12条中「はじめた」を「始めた」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表及び第7条の規定は、この条例の施行の日以 後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものに ついては、なお従前の例による。

(提案理由)

女性福祉資金貸付制度の充実を図るため、通勤のために自動車購入が必要と認められる場合の就職支度資金の貸付限度額を引き上げるほか、貸付利率の上限を引き下げる等の必要がある。